

第2編 基本構想

- 第1章 まちづくりの基本理念**
- 第2章 本市の将来像**
- 第3章 施策の主要テーマ**
- 第4章 本市の土地利用方針**
- 第5章 主要指標の見通し**

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

平成18年以後、本格的に展開されようとしている地方分権社会では、国に集中している権限や財源を地方自治体に委譲し、地域のことは地域で決定し、地方自身の財政的責任において実行するという自治体経営の考え方のもとに、自立型の社会システムを確立していかなければなりません。20世紀の地方自治システムでは、ともすれば財政運営の最終的な責任を国の保護に頼るあまり、負債に対する義務的な感覚が脆弱だったことを反省し、改めていく必要があります。

したがって、行財政改革を推進しつつ財政基盤のさらなる強化を図り、さらに地域間競争に勝ち抜き、「相馬市が相馬市としてあり続ける」ために、今こそ市民一人ひとりが心をひとつにし、更に励み、たゆまぬ努力を重ねながら、地域社会の建設に積極的に参加してゆかねばならない時代なのです。

歴史に学べば江戸末期、相馬藩が疲弊しきった際に二宮尊徳の訓えを取り入れ、藩をあげて大胆な行財政改革を行った結果、相馬藩の生産性を飛躍的に向上させたという輝かしい実績を有しています。民衆の知恵としてその教えを受け継いできた我々相馬市民は、天明の大飢饉ならずとも国家的財政危機の下、市の財政も、地方交付税や補助金などの依存財源に多くを頼れなくなってきた近年、市民憲章にも謳われている「報徳の訓え」の原点に返らなければなりません。

150年前の報徳仕法の教える「至誠、勤労、分度、推譲」という基本的姿勢をあらゆる行政活動のなかにしっかりと踏まえたうえで、「情報収集分析、情報公開、企画能力を始めとする創意工夫、競争社会における交渉能力、充実した教育力」など、二宮の時代から大きな発展を見た現代の社会科学を十分に活用し、相馬市民の幸福を希求しようと決意します。

したがって、本市では内外の極めて厳しい財政環境の中にあっても、地道に努力した市民の汗が報われるよう、また安全に、安心してこのふるさと相馬で人生を完結することができるよう、さらにはそれぞれが心豊かな人生を送れるよう、次の基本理念のもとに相馬市づくりを進めてまいります。

1. 市民総参加でつくる“相馬市”

行財政改革を推進し財政基盤の強化を図るとともに、市民と行政が互いに役割と責任を認識し、政策や財政に対する情報の共有化を進めながら、参画と協働でつくる相馬市を目指します。

2. 安全・安心が実感できる“相馬市”

誰もが相馬に住んで安心して暮らせるよう、最低限の安全・安心を確信できる基盤づくりを進めるとともに、世代や生活背景を超えて、人と人とのつながりが大切にされる相馬市を目指します。

3. はつらつとして働くことのできる“相馬市”

青壮年が生きがいをもって働くことができる産業構造を目指すことによって、市民の生活基盤を安定させるとともに、子どもや孫と一緒に暮らし続けることができる相馬市を目指します。

4. 個性が活かされ豊かに暮らせる“相馬市”

市民一人ひとりの個性が活かされ豊かな人生を送ることができるよう、多くの機会を得て自己の能力や感性を磨くことができる相馬市を目指します。そのために基礎的教育の充実に努め、心身の健康を備え、教養と良識を備えた人づくりに取り組みます。

第2章 本市の将来像

本市は、これまで福島県北部沿岸地域の中核都市として伸展するために、相馬地域開発を中心に都市基盤の整備、都市機能の集積に努めたまちづくりを進めてきました。市内中心地においてはモータリゼーションや生活様式の多様化により空洞化が進んだものの、相馬港の整備や高速交通体系などの社会資本の整備、また企業の集積などに着実な成果を見てきました。

しかしながら、今日の国家的な課題である少子高齢社会や経済の低成長時代を迎え、これまでの公共事業最優先主義から、今ある社会資源を有効に活用したまちづくりへ

の転換が迫られてきております。また豊かさの価値観においても、単に経済や物質優先ではなく、心の充足感や安らぎを求めるようになってきています。

これからは、まちづくりの方向性を、「市民生活の質的充実」へと軌道修正し、本市の持つ潜在的な地域力を引き出しながら、さらに生活の質や都市の魅力を高める施策を展開していかなければなりません。そして人と地域が相互に支え合いながら、将来とも安心して充実した市民生活を送ることができる、活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

このため本市では、災害対策や福祉の面で市民生活をサポートするセイフティ・ネットを確立し、特に高齢者福祉の分野では老後の不安に対し最低保障する本市独自のシビルミニマムを市民の力を結集して作ることにより、誰もが相馬に住み続けたいと思える、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

また、地域の産業構造や人口構造を適切なものにするために、企業誘致に努め、雇用機会の拡大による若者の定着を図ります。そのためには学力向上をはじめとした教育に力を注ぎます。そして将来を担う子どもたちが、家族、親戚、友人に囲まれ、このふるさとで精神的にも、そして経済的にも豊かに暮らし続けることができる地域社会を実現する努力をしてまいります。さらに人口の流動化に対しては、あらゆる社会文化活動を通して、豊かな心で年齢や生活背景等の異なる人と人とが融合できるようにまちづくりを進めます。

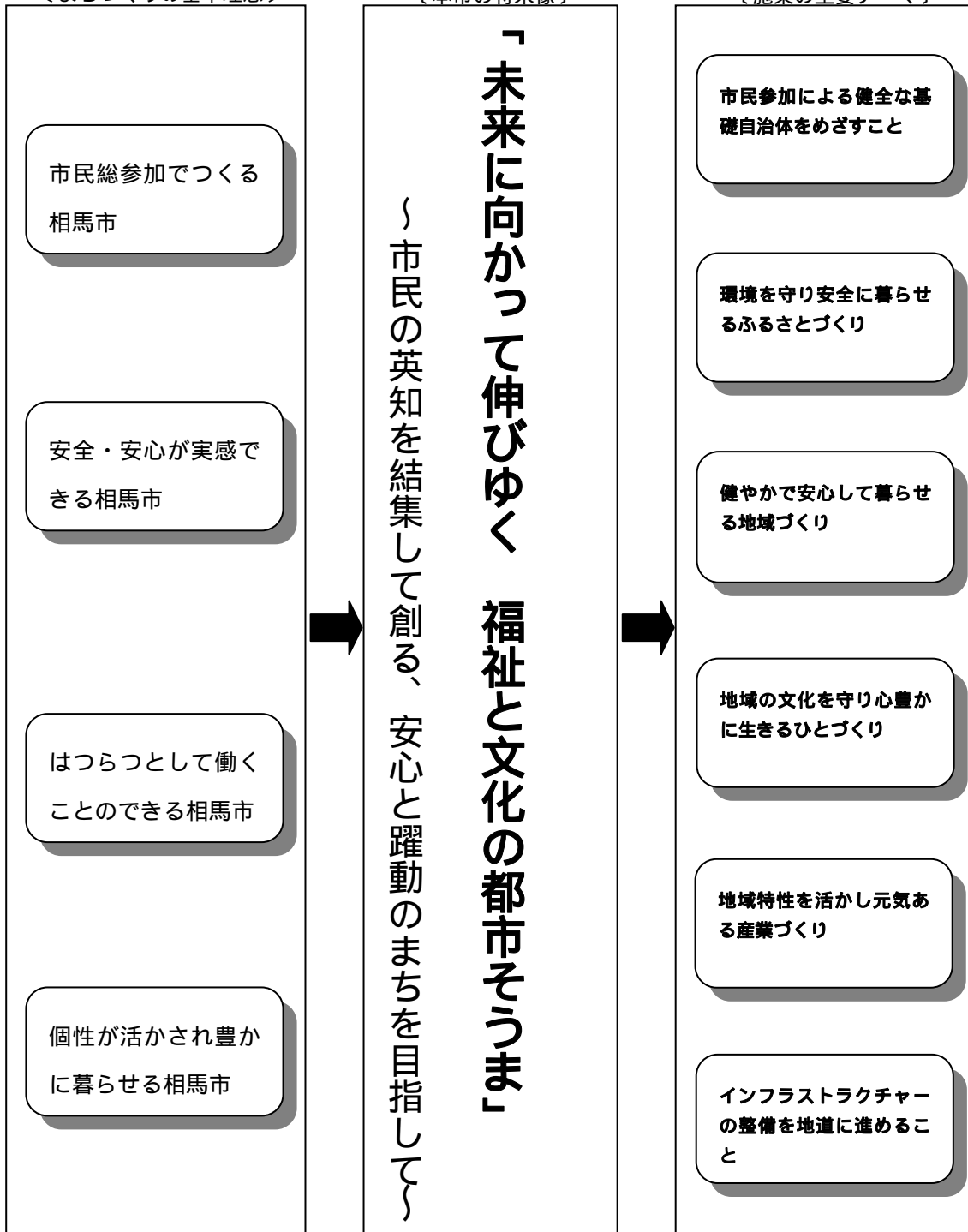
以上の考えのもと、まちづくりがバランスよく展開されることによって、市民一人ひとりが、ふるさと相馬に住むことに誇りと愛着を持つ相馬市の実現を図るため、目標とすべきまちの将来像を

『未来に向かって伸びゆく 福祉と文化の都市そうま』

と設定し、その実現に向けて次の6つの施策の主要テーマに基づき、まちづくりを展開します。

- (1) 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと
- (2) 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり
- (3) 健やかで安心して暮らせる地域づくり
- (4) 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり
- (5) 地域特性を活かし元気ある産業づくり
- (6) インフラストラクチャーの整備を地道に進めること

図表 2 - 1 基本構想の構成
〔まちづくりの基本理念〕



第3章 施策の主要テーマ

本市の将来像の実現に向けて、6つの施策の主要テーマに沿って、計画期間中における各種施策の展開を図ります。

図表2 - 2 施策の全体体系

施策の主要テーマ	施策の方向
1 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと	1 情報公開と市民参加による相馬市づくり
	2 健全な財政運営
	3 自治体経営
2 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり	1 環境保全体制の整備
	2 市民総参加による廃棄物処理・リサイクル体制の推進
	3 消防・救急・救助体制の充実強化
	4 災害に強い安全で安心な地域づくり
	5 防犯体制の充実
	6 交通安全思想の普及徹底
	7 エネルギー対策の推進
3 健やかで安心して暮らせる地域づくり	1 健康づくりの推進
	2 地域医療の充実
	3 子育て環境の整備
	4 高齢者福祉の充実
	5 障がい者福祉の充実
	6 国民健康保険・国民年金事業の適切な運営
	7 介護保険事業の効率的な運用
4 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり	1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
	2 人間力の豊かな育成を図る学校教育の充実
	3 生涯学習推進体制の充実
	4 芸術文化の振興と文化財の保存・活用
	5 青少年の健全育成活動の充実
	6 男女共同参画社会づくりの推進
	7 ボランティアやNPO活動の拡充

	8 地域間交流の推進
	9 図書館機能の充実
	10 スポーツ・レクリエーション活動の充実
5 地域特性を活かし元気ある産業づくり	1 農業の振興
	2 森林の保全
	3 水産業の振興
	4 工業基盤の整備
	5 商業の振興
	6 観光産業の振興
	7 雇用・労働環境の充実
6 インフラストラクチャーの整備を地道に進めること	1 暮らしやすいまちづくり
	2 潤いのあるまちづくり
	3 安全な水の供給
	4 情報通信基盤の整備

第1節 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと

1. 情報公開と市民参加による相馬市づくり

財政状況をはじめとする市が直面する課題や、インフラの整備計画、企業誘致の状況など、本市の現在及び将来に関わるあらゆる情報を、多様な媒体を通して市民に情報開示し、市民の理解と市政への参加を促します。さらに市民からの政策提言の機会を増やし、行政評価などにも出来るだけ多くの市民の参加を実現します。そして安全安心なまちづくりや環境問題については、自主防災組織の活動や地域の自治組織を通して市民一人ひとりの意識の向上を図ってまいります。また、ボランティア団体やNPOと連携して、「市民と協働」による地域づくりを実現するための施策を推進します。

2. 健全な財政運営

行財政改革をさらに推進して行政経費の削減や自主財源の確保に努めるとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限られた財源の中で効果的・効率的な予算配分を行いながら、歳入に見合った収支均衡型の健全な財政運営に努め、長期的な財政基盤の安定を図ります。また、市の財政状況を分かりやすく市民に開示し、将来ともに健全な地域づくりには、安定した財政運営が必須条件であるとの認識を市民と共有していきます。

3. 自治体経営

財政運営においては相馬市を企業に擬え（なぞらえ）、さらには納税者である市民を投資家に見立て、行政サービスという利益の還元により市民の満足度が向上するように最小の経費で最大の効果をめざす努力が必要です。この自治体経営に失敗することなく、未来の子供たちに私たちの世代が頑張ってきたという確かな証と実績が残せることを目標としていきます。そのためには市職員の能力の向上を図り、人材の育成に努めるとともに、民間の知恵と活力を市政に導入し、行財政改革を不断の努力で断行していかなければなりません。さらに安定経営のために自主財源の確保と税収の増加に努めるとともに、社会的生産基盤の整備に際しては、国県の補助金を可能な限り活用するとともに、起債という行政行為が後世の検証に耐えうるかという視点を常

に持ち続けていきます。

第2節 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり

1．環境保全体制の整備

本市の恵み豊かな環境とかけがえのない美しい自然を計画的に保全するため、総合的な施策の展開を行います。この目的遂行のためには環境保護に対する意識を全市民と共有し、将来世代に対する責任であるとの認識の下、積極的な活動を展開していきます。

2．市民総参加による廃棄物処理・リサイクル体制の推進

ごみの減量と再資源化に積極的に取り組みます。分別排出を徹底させれば、リサイクルによるゴミの資源化が可能になり、環境負荷が低減するという効果を市民と共有していきます。また、市民生活において、ごみの発生そのものを抑制する工夫が、ごみ処理コストを削減し、さらに二酸化炭素排出による地球温暖化防止に大きく貢献するなどの知識の普及に努め、ごみの減量化に全市を挙げて取り組みます。

3．消防・救急・救助体制の充実強化

火災、救急、救助等の緊急出動の頻度は、高齢社会の進展などにより年々増加の傾向を示しています。火災の未然防止、災害時の人命の安全確保、急病時の救命率の向上など、市民生活の安全、安心のための消防・救急・救助業務の役割は年を追うごとにより重要度が増してきていることから、その体制の充実強化を計画的に推進します。

4．災害に強い安全で安心な地域づくり

予想が困難で、瞬時に被害が発生する自然災害に対しては事前対策がきわめて重要です。行政も市民も危機管理意識を常に持ちながら安全で安心な地域づくりを目指さなくてはなりません。このため、綿密な地域防災計画を策定し、市民と共有し、災害に強いまちづくりと人づくりを計画的に推進します。

5．防犯体制の充実

地域安全活動の強化を図るために、市民の地域安全思想の普及・高揚を推進し、また、防犯協会、防犯指導隊などの地域ボランティアに対する支援に努めます。さらに本市が誇る相馬市消防団と、警察と行政が地域安全活動の上で連携を深め、防犯体制の強化を図ります。

6．交通安全思想の普及徹底

市民一人ひとりが人命の尊さを再認識し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止に取り組む体制の充実を図ります。

7．エネルギー対策の推進

人類のエネルギー消費が地球環境に大きな負荷を与え、その結果として自然災害や生態系の異変の原因となってきた地球規模での悪影響を、知識として率直に受け止め、市民一人ひとりが世界の一員であるとの認識の下、省エネルギーに取り組まなければなりません。そのため学校教育や生涯学習の場で積極的な問題意識の啓蒙に努め、エネルギーの効率的な利用を市民生活の課題としていきます。

第3節 健やかで安心して暮らせる地域づくり

1．健康づくりの推進

近年増加の一途をたどる生活習慣病への対策として、保健センターを中心として相馬市医師会や関連団体と連携のうえ、予防に係る啓蒙を強力に推進します。また、基本検診の他に人間ドックや各種がん検診も、民間の医療資源と連携することにより充実を図ります。母子保健については少子化時代において出産子育てに出来るだけ不安を持つことがないように推進します。

2．地域医療の充実

本市の持つ医療資源の効率的、総合的な運用に努めます。予防医学と日常的な健康

管理は、市内の診療所によるかかりつけ医の役割を尊重し、入院を要する場合は市内の2病院との病診連携を図ります。救急医療の際には一次救急に対してはかかりつけ医が迅速な対応を行ったうえで、二次救急が必要な場合は公立相馬総合病院をはじめとする救急指定病院で診療情報を尊重した適切な医療を受け、出来るだけ市内で完結できるよう対応します。さらに高度な医療を必要とする場合は福島県立医科大学付属病院などの高次救急や高度医療体制との連携のうえ、医学的管理の下に速やかに搬送します。また、慢性期の療養体制については、民間病院の慢性期病床を十分に利活用することや、市内に開設されている訪問看護ステーションによる在宅療養を診療所の医師の往診体制によるバックアップを受けて適切な医学管理の下に進めることにより、疾患や生活状態に的確に対応できるよう努めます。

3．子育て環境の整備

急速な少子化社会に対応するため、現状を正確に把握するとともに、「子どもたちがのびのびと育ち 安心して子どもを産み育てることができるまち」の実現を図るため、将来に向けて確かな見通しをたて、地域みんなで子育てをサポートするまちづくりを目指します。

4．高齢者福祉の充実

急速に進行する高齢社会に対応するため、今後、介護が必要となるおそれがある高齢者に対し、運動器の機能向上・社会性の維持・栄養改善・口腔機能の向上等介護予防事業の充実により、健康寿命を伸ばせるよう努めます。また、介護が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていけるよう各種保健福祉事業や介護保険サービスの充実に努めるとともに、市民のボランティア精神を十分に活用した福祉NPOによる地域支援体制の確立にも努めます。さらに、要介護者を取り巻く社会的状況や日常生活能力の向上を図るため、施設介護を選択する場合においても、本来は地域における在宅介護が望ましいという立場で、本市の医療・介護資源との十分な連携のもと、総合的な高齢者福祉の充実に努めます。

5．障がい者福祉の充実

市民に対しノーマライゼーションの理念のさらなる普及・啓発を図り、本市に居住するすべての人がお互いに支え合い、障がいを持つ方々が生活していきやすい地域づくりに努めます。また、障がい者自立支援法のもと、制度の変化に適切に対応できるよう、障がいを持つ方々やその家族に対し継続的相談業務を実施するとともに、授産施設・小規模作業所等での訓練支援や介護支援の充実に努めます。さらに、障がい者の雇用環境の改善を図るため、関係団体、企業等に対し障がい者雇用に関する普及啓蒙活動に努めます。

6．国民健康保険・国民年金事業の適切な運営

国保事業の適正かつ安定的運営の確保を図るため、適正な事業運営並びに財政運営に努めます。そのため、国保税収納率向上対策及び医療費適正化対策を重点とした施策を推進します。年金事業は恒久的に安定した制度となるよう、保険料納付率の向上を目指し、制度の主旨普及を図ります。

7．介護保険事業の効率的な運用

さらに高齢化が進むと予想される本市の年齢構造において、介護保険事業の適切な運用を図るためには、平成18年度から本格的に導入された予防介護の効果が十分に得られるように施策を推進し、介護保険の限られた財源が有効に活用されるよう、介護保険事業における需要の把握、認定、介護業務の評価などを適切に実行していきます。また、医療資源とも十分な連携を図り、在宅介護の充実に努めるためにも、ボランティア活動などの民間団体の協力を得ながら、高齢者福祉の充実に資するよう取り組んでいきます。

第4節 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり

1．人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

社会の変化に対応し、幼児教育を実りの多い豊かなものにするために、保育の質的

改善を図るとともに、魅力ある幼稚園運営に努めます。また、家庭や地域との連携を強化し、生きる力の基礎を培う子育て支援策の充実を図ります。

2．人間力の豊かな育成を図る学校教育の充実

確かな基礎学力と豊かな人間性・社会性など子どもの人間力を育成するために、学習指導、道徳教育、生徒指導など教育活動の充実に努めるとともに、教育条件の整備充実に努めます。また、健康、保健、安全教育の充実のため、家庭や地域との連携協力を推進し、開かれた学校づくりに努めます。

3．生涯学習推進体制の充実

市民のニーズを生かした生涯学習推進計画と体制の整備充実に努め、多様な事業や学習内容の企画運営に努めます。また、広く豊かな生涯学習情報の提供に努めるとともに、生涯学習施設の有効な利活用を図ります。

4．芸術文化の振興と文化財の保存・活用

地域に根ざした多様な芸術文化活動の活性化を図るため、芸術文化事業の拡充や芸術文化団体等の育成支援に努めます。また、文化財保護の意識を高め、文化財の調査研究と保存・継承に努めるとともに、出来るだけ展示・公開を行い市民の理解を深め、さらに市史編纂事業の推進に努めます。

5．青少年の健全育成活動の充実

青少年の非行や問題行動を防止し、健全な育成を促進するため、各種団体や機関の活動の充実や社会環境の浄化活動の推進を図ります。また、家庭や地域の教育力を高めながら、体験活動やボランティア参加などを通して、心豊かでたくましい青少年を育成する環境づくりに努めます。

6．男女共同参画社会づくりの推進

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性

と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会構築へ向けて、各種啓発行事の開催、情報の提供により意識の高揚を図ります。また、政策形成などの際に、可能な限り女性の意見を反映させることが出来るように努めます。

7．ボランティアやNPO活動の拡充

市民が社会の一員として地域活動に積極的に参加し、生きがいを感じることが出来る環境づくりを図るため、生涯学習ボランティア、NPO活動の情報や機会の提供に努めます。また、生涯学習ボランティアの登録を推進し、その効果的な活用を図るため、コーディネート機能の充実とネットワーク形成に努めます。

8．地域間交流の推進

観光をはじめとした産業や地域の振興に結びつけるため、姉妹都市との多方面にわたる交流を積極的に推進します。また、高速交通ネットワークを連携軸として、今後とも沿線地域の多様な資源を活用した交流・連携を進め、それぞれの特色を活かすとともに、相互に補完し合いながら一体となった振興を目指します。

9．図書館機能の充実

生涯学習推進による市民の知識欲、読書ニーズに応えるため、図書館機能の充実を図ることが重要です。特に、貴重な郷土資料の収集・保存に努めることや、視覚障がい者の知識欲を満たすための点字図書の実施に努めるなど特色のある図書館作りを目指します。また、学校や他の図書館等との相互協力により、生涯学習の重要な機関としての役割を担う図書館づくりに努めます。

10．スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が気軽にスポーツ活動に参加でき、生涯にわたり、健康で豊かな生活が送れるスポーツ環境づくりを目指して、生涯スポーツ・レクリエーション振興体制の確立を図ります。また、スポーツを通してまちづくりの活性化を図るため、市民総参加による各種大会の開催機会の充実、競技スポーツの振興、指導者の育成、各種スポーツ施設の利活用に努めます。

第5節 地域特性を活かし元気ある産業づくり

1．農業の振興

水田を中心とした土地利用型農業経営構造の再編を図るため、「特定農業団体」や「特定農業法人」等の設立・育成の支援に努め、現時点での国の推進策である集落営農を推進します。また、水稲や日本なしを中心に低農薬などによるエコファーマーや有機性資源物を循環する環境にやさしい農業を推進し、消費者が求めている安全で安心な農産物の産地化を図り、地産地消とともに姉妹都市や首都圏での販路拡大を推進します。

2．森林の保全

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能の活用を図る観点から、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図るとともに、効率的な森林施業を実施します。また、森林のもつ環境保全作用を市民や子供たちに実体験させる植林事業を県との連携の下、NPO 団体に委託して推進します。

3．水産業の振興

効率的・安定的な魚介類の水揚げを図るため、稚魚・稚貝の計画的放流を進める「つくり育てる資源管理型漁業」の定着を支援します。さらに、循環の理念に基づく源流から海までの環境保全意識の高揚を図り、潤いのある水産業を推進します。また、カレイ、カニ、ホッキ貝など多様な近海魚を、本市を訪れる観光客に提供・アピールすることにより、相馬ブランドの確立に努めます。

4．工業基盤の整備

相馬中核工業団地等への企業誘致および工場立地を促進させるため、市が先頭に立って活動を行っていきます。さらに高速道路や重要港湾相馬港をはじめとするインフラの整備を促進し、企業が進出しやすい環境整備に努めます。また、情報通信基盤等の産業基盤や住環境の整備に努め流入人口に対する配慮をしていきます。中小企業の

事業展開を多方面から支援し、中小企業の経営の安定・強化を図り、活力ある地域社会の形成に努めます。

5．商業の振興

中心市街地の活性化を目指す自主的な取り組みを積極的に支援し、活力ある商店街の形成に努めます。意欲のある起業者を支援・育成するための場として、振興ビル内のチャレンジショップを提供することによって、起業活動の促進と空き店舗対策に努めます。

6．観光産業の振興

本市の観光は、幅広い分野にわたる複合的な産業です。観光を基幹産業の一部と位置づけ、必要に応じ観光拠点の整備と新たな観光資源の掘り起こし、地場産品を活用した高付加価値商品の開発・ブランド化を進めるとともに、インターネット等による情報発信を図ります。さらに、広域的な観光ルートを整備し、新たな交流人口の拡大を図ることによって、事業者がビジネスとして収益性を向上させることができるよう支援します。

7．雇用・労働環境の充実

企業誘致により就労の場の確保に努めます。また、勤労者がはつらつと働けるよう、就労環境の向上を促進するとともに、未組織労働者に対しては勤労者互助会事業を通して福利厚生の実現を図ります。

第6節 インフラストラクチャーの整備を地道に進めること

1．暮らしやすいまちづくり

高速道路と、これに連結した市内幹線道路ネットワークを整備することは、高次医療機関とのネットワークの形成や災害時における避難・救援活動のための幹線道路の確保するため、さらには企業立地による雇用機会の拡大や重要港湾相馬港の利活用と沿線都市との連携・交流の促進を図ることなど、市民生活の安心づくりや地域振興を

図る上での極めて重要な地域戦略です。このため本市では、国・県の制度を最大限に活用し、計画的な整備に鋭意努めます。また、生活道路については、行財政改革の成果を踏まえつつ、財政状況に応じた整備に努めます。

2．潤いのあるまちづくり

企業立地などにとמוなう、新たな土地需要や多様な土地利用の形態に適切に対応し、市民が緑の中で潤いのある生活を維持していけるよう、用途の見直し等を実施し、豊かな自然と調和のとれた土地利用を推進します。また、これまで整備を進めてきた下水道への接続率の向上と合併処理浄化槽の整備促進を図ります。さらに、市民生活の憩の場としての都市公園については、市民と一体となった維持・管理に努めます。

3．安全な水の供給

安全でおいしい水を安定して供給するため、良質な原水の確保及び水源周辺の環境保全に努めるとともに、水質管理の徹底を推進します。また、ライフラインとしての機能強化のための施設の充実を図ります。さらに、相馬市、南相馬市（鹿島区）、新地町で構成する相馬地方水道企業団の一員として積極的な経営改善を図り、安価な上水の供給に努めます。

4．情報通信基盤の整備

本市の市街地及び東部地区では、民間通信事業者による優先的な高速通信網（光ファイバー）が整備されており、ブロードバンドサービスが提供されております。他地区についても、国の掲げる「2010年ユビキタス」社会の実現に向け、市内全域で高速通信網が利用できるよう、さらに高速通信基盤整備の促進に努めていきます。また、市民一人ひとりが、この高度情報ネットワークを通じて提供される各種サービスを気軽に享受できるよう、情報教育を推進し、ITリテラシーの向上に努めます。

第4章 本市の土地利用方針

本市のまちづくりにおいて、土地は、現在及び将来にわたって限られた資源であるとともに、市民生活や経済活動の共通の基盤となるものであり、土地利用の方針を定めることは、市の発展や市民生活と密接に結びついています。

したがって、その利活用にあたっては、公共の福祉を優先させ、本市のもつ山、川、海の豊かで美しい自然環境の保全と共生に配慮しながら、合理的かつ計画的に行う必要があります。

これまでは、土地利用関連計画（国土利用計画、農業振興地域整備計画等）に基づいた計画的な土地利用を行ってきましたが、社会経済情勢の変化や人口の減少等に伴い、中心市街地の空洞化や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化をはじめとする様々な課題が発生してきていることから、広域的・長期的な視点に立ち、計画的かつ調和のとれた土地利用の推進が必要です。

このため本市では、豊かな自然と住民生活、そして産業活動が調和した良好な地域環境の整備を図り、めざす将来像を実現するために、次の7つの土地利用の基本方針と3つの具体的な推進策に基づいた土地利用を図ります。

土地利用の基本方針

山・川・海の豊かな自然を大切にし、水と緑に親しむ空間を確保します。

相馬の歴史と文化が香る貴重な歴史資源・景観を大切にします。

豊かな自然と共生する定住基盤の整備・確保を図ります。

潤いのある住環境・生活空間を確保します。

農林水産業、工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。

県東北部の中核都市にふさわしいにぎわいのある中心市街地の形成を図ります。

市の根幹をなす幹線道路のネットワーク化を確立します。

1．個性を活かし、環境を守る土地利用の推進

本市は、平野部を中心とした市街地で形成する中村地区、松川浦周辺に開けた東部地区、市街地周辺地域や山間部に点在する、いわゆる旧7ヶ村地区など、様々な空間から構成されており、この魅力ある空間構造を支える山・川・海などの自然環境を、本市の大切な資源として将来に引き継いでいくことが現代を生きる私たちの使命です。

また、それぞれの地域には、自然や歴史とともに伝えられてきた祭りや風習などの豊かな伝統文化が数多く息づき、自然と調和した豊かな表情を創りあげてきました。

このような個性的な空間特性を損なわず、市民が自然を憩いの場として活用できるよう適切な管理による自然環境の保全に努めるなど、自然環境との共存を大切にした土地利用を推進します。

2．産業と生活を支える土地利用の推進

本市の豊かな自然環境は、地域の産業を支える生活基盤や資源としても重要な要素であり、本市には第1次産業を基幹産業とする地域が依然として多いことから、第1次産業の持つ機能の維持増進を図ることを前提として、環境的側面と産業的側面の調和を図りながら、産業を支える土地利用を推進します。

また、市民の快適な生活環境を確保するため、地域の実情に応じた利便性・快適性の高い生活空間の提供を目指した土地利用を推進します。

3．総合的な土地利用の推進

本市の将来像を実現するためには、本市を取りまく様々な社会環境を含めた広域的な視点に立ち、それぞれの地域特性に応じた計画的な土地利用を推進することが重要です。

また、既に集積された都市機能や第1次産業の生産機能などについては、それぞれの機能強化を図りながら、今後の整備を適切に進めることにより、将来を展望した総合的な土地利用を推進します。

第5章 主要指標の見通し

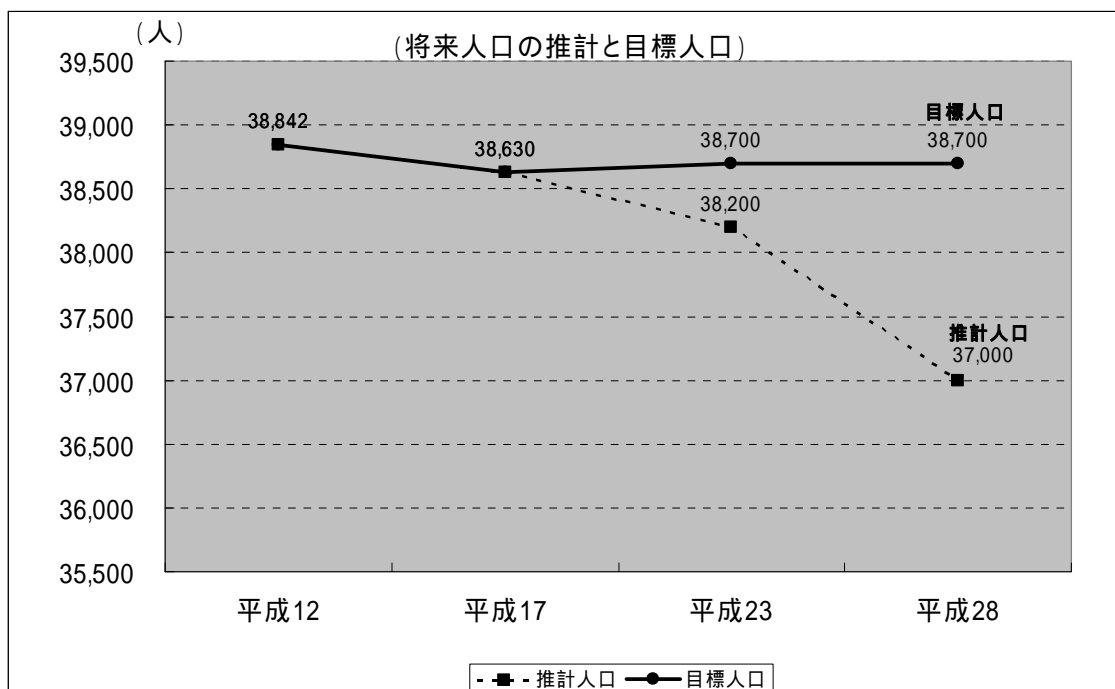
1. 総人口

本市の将来人口については、平成12年の国勢調査人口に基づき、コーホート法により、概ね10年間の推計を行った結果、本計画の計画期間における将来人口を、平成23年に38,200人、そして、平成28年に37,000人と推計いたしました。

ここ数年の進出企業の業務移転にともなう転入人口により、人口の急激な減少を暫時緩和することができるものの、その後、これまでの傾向をそのまま維持すれば、総人口は目標年度である平成28年には約37,000人となり、平成17年の水準を下回るものと見込まれます。(推計人口)

しかし一方で、都市のもつ活力や機能を維持するためには、減少傾向に歯止めをかけるとともに、一定の人口の拡大を目指して努力していくことが重要であることから、期待される人口(目標人口)を38,700人と設定し、本市のもつ特性や潜在能力を十分に発揮するとともに、企業誘致の促進、観光産業の振興、住環境の整備などをはじめとする様々な施策を展開することにより、この目標人口に少しでも近づき、さらには超えることができるように努力していきます。

図表2-3 将来人口の推計と目標人口



2．年齢区分別人口

年齢区分別（3階層別）人口をみると、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は、ここ数年の企業進出等により増加傾向に転じますが、以後生産年齢人口については再び減少傾向で推移し、平成28年にはそれぞれ6,110人（15.8%）、22,600人（58.4%）となります。

一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移し続け、平成28年には9,990人（25.8%）となり、4人に1人が高齢者となるものと予測されます。

3．世帯数

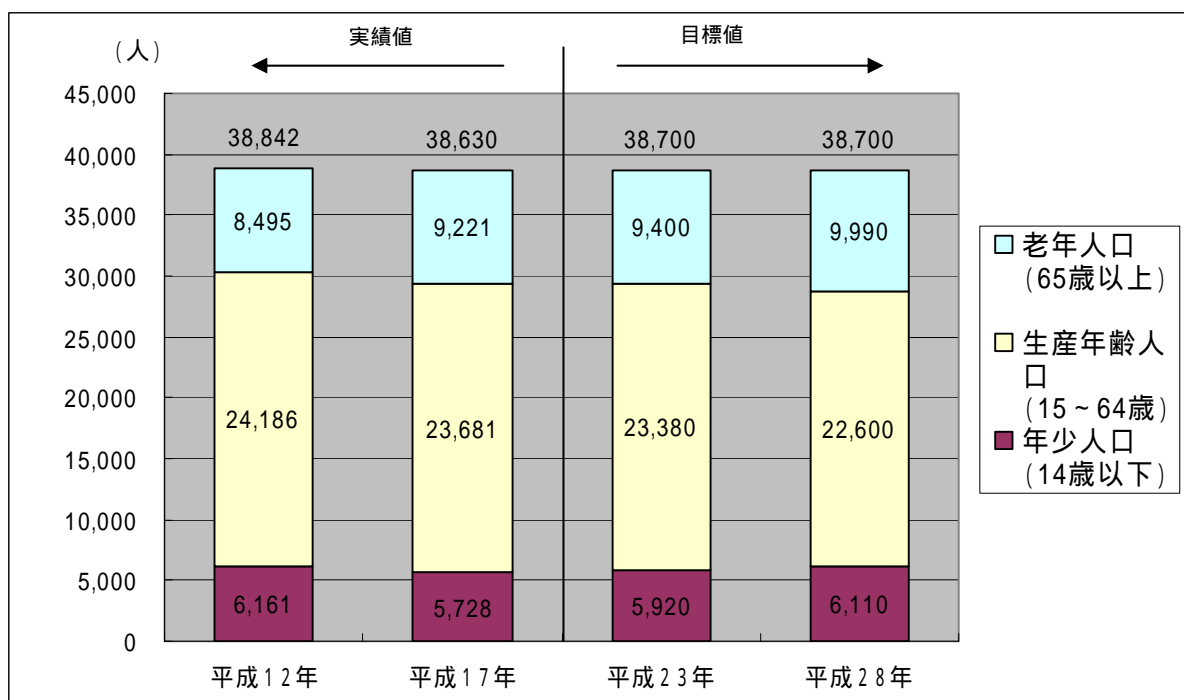
本市の世帯数については、年々増加しており、平成12年から平成17年までの5年間で573世帯の増加となっておりますが、一方で1世帯当たりの人数は減少し続けており、核家族化の進行がうかがわれます。

1世帯当たりの人数については、平成12年から平成17年までの国勢調査結果に基づき推計した結果、平成23年には2.96人、平成28年には2.80人と予測され、これを総人口の予測結果から（総人口の予測結果 / 1世帯当たり人数）求めた世帯数は、平成23年13,100世帯、平成28年13,800世帯と予測されます。

図表 2 - 4 将来人口、世帯数等の実績値と目標値

(単位：人、%)

項目	年	実績値		目標値	
		平成 12 年	平成 17 年	平成 23 年	平成 28 年
総人口		38,842	38,630	38,700	38,700
年少人口 (14 歳以下)		6,161 (15.8%)	5,728 (14.8%)	5,920 (15.3%)	6,110 (15.8%)
生産年齢人口 (15 ~ 64 歳)		24,186 (62.3%)	23,681 (61.3%)	23,380 (60.4%)	22,600 (58.4%)
老年人口 (65 歳以上)		8,495 (21.9%)	9,221 (23.9%)	9,400 (24.3%)	9,990 (25.8%)
世帯数		12,021	12,594	13,100	13,800
一世帯当り人数		3.23	3.07	2.96	2.80



4 . 産業別就業人口

本市における就業者数は、女性の社会進出や高齢者の再就職の促進などを通じて就業率の増加が予想され、平成23年には20,400人、平成28年にも20,500人になるものと予測されます。

産業別に見ると、第1次産業の減少が予想されるとともに、企業立地にともなう定住人口の増加により、第2次、第3次産業の割合は高まっていき、平成28年には第1次産業が約10%、第2次産業が約40%、第3次産業が約50%になるものと予測されます。

図表2 - 5 産業別就業人口の実績値と目標値

